

資料

イ・ヴェ・パヴロフ

「ソビエト法学発展の四〇年」

直川誠蔵 訳

訳者序言

以下に翻訳紹介を試みるのは、「ソビエト国家と法」誌一九五七年第一一号に掲載されたイ・ヴェ・パヴロフ И. В. Павлов による「ソビエト法学発展の四〇年」 О развитии советской правовой науки за сорок лет (原題「四〇年間に於けるソビエト法学の発展について」)である。

いわゆる「ソビエト国家と法の歴史」はさておき、ソビエト法学一般に関する学説史ないし法思想史はソ連自体においてその試みが稀であり、かえってソ連以外の諸国におけるその種の試みを挙示することの方が容易であるという特殊な状況が存在する。その理由の考察は紙面の都合上ここでは差ひかえるとして、諸外国におけるものとしては、さし当って、ルドルフ・シュレジンガー (長谷川正安訳)「ソヴェト法理論」(原著一九四五年、邦訳出版一九五二―二年みすず書房)、山之内一郎「ソヴェト法学の展望」(思想一九四八年三号)、ハンス・ケルゼン(服部榮三、高橋悠訳)「マルクス主義法理論」(原著一九五四年、邦訳出版一九五七年ミネルヴァ書房)、またわが国におけるごく最近の業績としては、藤田勇「ソビエト法学の昨日と今日」(法律時報一九六五年一月三月号)、稲子恒夫「ソ連における法思想の展開」(法社会学年報一九六六年)等をあげることができる。ところがソ連におけるそのようなものとしてわれわれに親しいものは、革命一〇周年段階の二つの論著(イー・ラズウモフスキー「十月革命と法の方法

論」〔原論文一九二七年、邦訳「マルクス主義の旗の下に」一九三〇年所収〕、スタリゲヴィッチ「ソヴェート法思想の發展過程」〔原書一九二八年、邦訳出版改訂版一九三四年大畑書店〕——以上の二種とも山之内訳）および二〇周年段階の一つの報告（ウィンズキー（山之内訳）「ソヴェート社会主義法学の基本的諸課題」〔原報告一九三八年、邦訳（未完）「ソヴェート法学」一巻一、二号二巻一号所収〕をかぞえるにすぎず、三〇周年段階以後のもの（特に、通史）としては筆者は寡聞にして、ここに訳出したパヴロフ論文以外のものを知らない。このような稀少性が訳者をして紹介の労をとらしめた主な要因である。

内容の面から言えば、理論分析そのものは必ずしも深くはないが、ソヴェートの学者自身の手による程度まじった歴史解釈として一読に値すると思う。たとえば、あれほどスターリン個人崇拜の排撃が盛んだった第二〇回党大会（および、いわゆる反党グループ事件）以後の論文であるにもかかわらず、「ソヴェート法学發展の第四期」〔訳文参照〕以降の法学の停滞ということを否定して、「客観的にみれば、まさに一九三八年の会議以後に各々の具体的法領域で一大理論的作業がはじまり、これらの全領域において、積極的成果が少なからずあげられたことを認めざるをえない。」としていることは興味深い。というのは、この一言が計らうも今日のソヴェート法学の基本的体質の一端を示唆しているように思えるからである。そのほか、各法分野における「第四期」の代表的著作とされているものの名をその国の学者の筆から一括して知りうるのはわれわれ外国人研究者にとって一つの意味をもちうる。

やがて革命五〇周年段階の理論的総括が、ソヴェートにおいても公にされることが期待される。その時でも、いやその時こそ、ここに紹介した論文は資料としての価値を一層主張しうるのではないだろうか。

パヴロフ・イワン・ワシーリエヴィチは、ソ連科学アカデミー国家と法研究所先任研究員、法学博士、教授であり（「ソヴェート国家と法」誌一九六五年第一〇号一五七頁による）、コルホーズ法関係の著書・論文が多い。

なお、本論文に関しては、パシュカーニス（稲子恒夫訳）「法の一般理論とマルクス主義」（日本評論新社）の訳者解題、柳春生「パシュカーニス法理論批判」（法政研究二一四号）、および藤田勇「初期ソヴェートにおけるマルクス主義法理論の展開——その一面——」（社会科学研究一二巻五号）にそれぞれ言及があることを付記しておきたい。

（以下、*印の註は訳者の付したものである。なお、各章の見出しも便宜上訳者の付したものである。）

訳文

I ソビエト法学史の意義

ソビエト法学は、マルクス・レーニン主義社会学説^註の一構成部分として発生し、この現代の進歩的世界視の根本思想と革命の変革および社会主義建設の豊富な経験とに依拠しつつ、常に一つの基本的課題——すなわち、人類史上はじめてつくられた社会主義的国家制度とソビエト法体系のあらゆる手段による強化・完成を積極的に支援すること——を追求しながら、大きなそして複雑な発展の道を歩んで来た。わが国は、世界でもっとも強力な国家、もっとも民主的な国家制度、およびもっとも公正かつ完成した法体系をたずさえて一〇月社会主義大革命の四〇周年に到達した。この制度と体系の中には、マルクス・レーニン主義の創始者たちによって形成され、あらゆる特殊な国家的法的諸問題がソビエト法学——この科学の具体的諸命題は、国家と法の建設の実践において一定の実現を見出している——によって解決されるべきことを予定していたところのもっとも進歩的な国家的法的イデーが体现されている。

* марксистско-ленинское учение об обществе

ソビエト社会主義国家と法の四〇年間の存在と発展は、いかにしてソビエト法学が形成され来たか、その途上にいかなる

困難と障害を克服して来たか、また自己の前に立つ課題をいかにどの成功的に解決して来たかをたとえその大筋だけでもせよあらずけることを必然的に要求する。このことは、ソビエト法学の発展を総括するためばかりではなく、法思想発展の基本的諸段階のいくつかの特徴と、過去における個々の代表的法学者の著作をある程度再評価するためにも必要である。われわれの見解によると、最近、この点に関し、真相解明の障害ともなり、また法学の今後の発展を妨げるだけの極端な見方が横行していることからしてなおさらである。

過去の法学に対する評価における極端な見方は、一方から言つて、最近一五年ないし二〇年間に法学の達成したあらゆる積極的なものの選別と、それに対する正しい吟味とをなさずに、最近までの法学において為されたことを充分な根拠もなく非難し去ろうとする試みの中に存する。個人崇拜の全盛期と結びついたソビエト法学の重大な欠陥に対する批判が、時折、近年において有益なことは何一つ為されなかつたし、また存在するものは誤謬のみで、万事根本的に再検討しなければならぬかのような印象を与えかねない調子でなされている。このような態度は、現実こそぐわす、害悪をもたらさしめるのみである。

偏見は、他方から言つて、数人のソビエト法学の代表者が裁判上名誉回復されたのにもない、彼らの学問的活動の中に実

際に存在した理論的あやまりについて沈黙する風潮が現れたことの中に存する。これらのあやまりの、社会主義建設の事業に對するあらゆる重大性と有害性が、また同様に、これらのあやまりの本質を明かにし、これを克服するためにかつて行われなければならなかったあの大闘争のあらゆる尖鋭さが語られなくなりはじめたのである。過去において重大な理論上のあやまりや、時には歪曲をもおかしながら、後に、社会主義建設の成功的發展が進むに従って、自己の見解の正しくないことを納得してそれを再検討し、決然と正しい立場に立った一連の学者が、いふことを指摘しなければならぬ。また、彼らのうちの幾人かは今日でも法学界において幅広い人望と然るべき權威とを保持している。とはいえ、法思想の歴史を敘するに当り、彼らが過去においておちいった重大なイデオロギー上の欠陥について沈黙してよいはずは少しもない。学問の歴史をも含めて、歴史一般は、飾ることも醜悪化することも許されないのである。

このほか、ソビエト法思想の發展史に光をあてることは、外国の法律文献にソビエト法学一般、および特殊的にその發展史を、あきらかにゆがんだかたちで描き出そうとする試みが存在する故にも必要なのである。

II ソビエト法学史への接近方法 および時期区分

ソビエト法学の發展の正しい評価は、この学問の形成と發展がどのような具体的状況のもとに行われたか、いかなる困難に遭遇したか、法学界がいかなる人材を擁していたか、どのような要因がこの学問に對して影響を与えたのか、を考慮合わせながら、一定の歴史的諸段階に従って考察する場合に限って可能である。これらの諸段階は、社会主義的（そして何よりも先ず經濟的）建設の基本的諸段階と完全には一致しないかも知れないが、このことは、法イデオロギーを含めた社会意識は社会的實在ソシヤルニの發展にいくらか立遅れること、および法イデオロギーの發展に對しては經濟的要因のほかに主体的方面サブジェクティブの要因も本質的影響を与えたとし、また与えつつあることによつて説明されるのである。

本稿において、ソビエト法学發展の四〇年の歴史を詳細にあとづけることが可能であるとは考えられないし、また各法領域ごとに見るのはなおさら不可能なことである。従つて、本稿においては、ソ連における法思想の發展を単にいくつかの、すぐれて方法論的諸問題の視点からのみとりあげるにすぎず、個々の法領域についてはこれとの関連においてのみ触れることにな

らう。

ソビエト法学の発展を研究するに際しては、まず第一に、その発展は職業的法律学者の活動にのみ帰せられることがあり得ない、ということから出発しなければならぬ。この学問を富ませる基本思想、命題および結論は党の集団的理性により、党の主要な指導者たちにより、および何にもまさって、レーニンによって考え出されたものである。ソビエト社会発展の全期間にわたる法律学者たちの活動は、この基本的かつ主要な状況の考慮を抜きにしては正しく理解されえない。四〇年間の全期間を通じて、ソビエト法学の一般方法的基礎の形成は、党綱領や、党の大会・協議会および中央委員会総会の決議において、また党の組織者たるレーニンとその戦友たちの著作において表現されている共産党の思想の、直接的な、指導しかつ方向づける影響力のもとに進められて来た。党の各種の記録文献には、直接国家と法に関係するもつとも重要な理論的諸命題が含まれているが、これらの諸命題は、ソビエト法学にとつての出発点であり、またソ連における社会主義建設の経験と国際労働運動の発展の、党による検討・概括の基礎の上に立つて法学方法論を常に豊かなものになっている。

法律学者たちが、あれこれの法的諸問題の理論的解決に取り組むときは、通例、党の指導的思想を具体的な国家的・法的諸

現象の説明と研究に創造的に適用しつつ、党の指導的思想から出発したし、また出発している。そして、彼らのうちのある者が、法学の個々の発展段階において（時には相当重大な）あやまりをおかしたとしても、また実生活の要求からの法学の立ち遅れが見られたとしても、それは基本的指導理念のあやまりによってではなく、非常にしばしば、法学者たちが不滅のマルクス・レーニン主義の教えを、実生活によって提起された新しい諸問題の解決のためにうまく適用し得なかったことによって、また彼らの社会主義建設の実践からの立ち遅れによって説明される。これらのあやまりや立ち遅れは、後に同じ共産党の基本思想の基礎の上に訂正されて来た。

ソビエト法思想の発展の基本的諸段階は、われわれの見解によれば、次のようである。第一期は革命のはじまりから一九二五年まで、第二期は一九二五年から一九三〇年まで、第三期は一九三〇年から一九三六年まで、第四期は一九三六年から一九五二年まで、第五期は一九五三年以降。

III ソビエト法学発展の第一期

(一九一七年～一九二五年)

ソビエト法思想発展の第一段階（一九一七年～一九二五年）は、まさにこの時期に、社会の革命的改造の過程において、直

接レーニンの指導のもとにソビエト国家が建設・強化され、新しい社会主義法が形成・確立され、また同時に歴史的経験の基礎の上にマルクス・レーニン主義的法理論が発展を遂げたこと
によって特徴づけられる。

プロレタリア階級の世界観の創始者であるマルクス・エンゲルスは、資本主義の没落の必然性、ならびにプロレタリア革命の遂行とプロレタリアートの独裁の樹立という手段による新しい社会主義的社会制度確立の不可避性を科学的に根拠づけて、この理論の基礎を据えた。マルクス・エンゲルスの学説を発展させつつ、レーニンは、実質的に、ソビエト法理論の、展開された土台を創造した。レーニンによって、ことに革命後に、形づくられた理論的諸命題は、わが国における専門的マルクス・レーニン主義法学の形成にとってその出発点であった。法と国家との有機的な連関に関する結論は、先ず第一に彼に帰する。あらゆる法の階級的本性についてのマルクス主義の命題をソビエト法に適用して、レーニンは、プロレタリア革命の勝利とともに勤労者の意思と利益を表現する新しい法がうちたてられることを示した。ソビエト法がブルジョア法と完全に相対立するものであることを強調しつつも、レーニンは同時に、もしもブルジョア法が勤労者の利益擁護に役立つことができるならば、新しい条件のもとにおいて古い法形態を利用する可能性のある

(原註1)*
ことを認めた。レーニンは、新しい法秩序確立の事業において新しい革命的合法性レガチムスに特別な役割が属することを示した。レーニンは、ソビエト的合法性のもっとも重要な原則である、その統一性Единствоを定式化し、国家における合法性秩序をあらゆる手段を尽して強化すべきことを一度ならず強調した。

原註1 Cm. Bk. Lenin, Gov., p. 33, c. 176-177.

* 全集第四版、一九二二年二月二八日づけクルルスキーへの手紙

社会主義革命の諸課題解決の事業において法律に巨大な意義を認めつつ、レーニンは新しい立法の創造、その完成および古典化にあらゆる可能な手段を惜しまなかった。レーニンの数多い演説や手紙の中には、立法の体系化とその不断の完成化の必要についての非常に貴重な発言が含まれている。彼は、新しい法はそれにふさわしい新しい体系を持つのであって、新しい法に対しては、法規範を私法と公法とに分つかつてのやり方が原則として適用されないことを強調した。国家が基本的諸経済対象экономические объектыの所有者となり、国内の経済生活のあらゆる発展を統御しはじめた条件のもとにおいては、国家法的(公法的)原理が優勢かつ全法体系を指導するものとならねばならなかった。ソビエト法の重要部門の一である国家法、また同様に行政法の基礎には、ソビエト国家に關しての、国家機関の構成と活動の諸原

則についての、国家機関と勤労大衆との結びつきについての、権力・統治の機関の編成の諸原則についての、また国家機関の管理監督的職員の活動に対する勤労者の側からのコントロール形態についての、レーニンの奥深い教えがひそんでいる。

国内における強固な法秩序の基礎、および新しい生活の成功の建設のための諸条件の一つとしてのソビエトの諸法律の最も厳格な遵守を要求しつつ、レーニンは、正しい、プロレタリア階級独裁の原理にかなった、組織的な、法律実施形態を確立することの必要性に注意を払った。合法性に対する最高の監視を實現し、そのために一定の全権を与えられている機関としてのソビエト検察局の基本的組織原則を確立し、基礎づけたのは彼であった。レーニンはまた、ソビエト裁判制度の諸機関の組織と活動の基礎をも作りあげた。裁判所構成員の公選制、裁判活動の合議制、法廷審理の公開等、実践においてその正しさが証明されている諸原則も彼によって提起されたのであった。

法律のもっとも厳格な遵守の必要性、およびこれと関連して法律を侵す者は必ず責任を問われるとの命題を提起しつつも、レーニンは同時に、有責な法違背の完遂に対してだけ責任を追求するという原則を徹底して實現することを要求した。

国家と法に関するマルクス・レーニン主義学説に立脚して、すでにソビエト国家存立の初期に、専門的法律学者たちによつ

て一連の特殊法的諸問題の理論的研究が展開された。当時その中で大きな役割を演じたのは、ペ・イ・ストゥッチカ П. И. Стучка およびエ・エ・パシユカーニス Е. Е. Пашуканис のような法律学者であった。彼らはソビエト法理論の諸問題に関する一連の著作をものしたが、しかしこれらの著作においては非常に重大な方法的あやまりがおかされていた。しかしこれらのあやまりは、集団的創造的思考の一層の発展と、法的現実の正しい理解をめざす闘いの進展とにつれて徐々に克服訂正されて行つた。彼らのあやまりを常に念頭に置くことは必要であるが、しかし、そのようなあやまりといえども、特にブルジョア理論との闘争と、マルクス・レーニン主義に立脚する法学の分野における研究活動組織化との事業において、ソビエト法思想発展の初期の段階にこれらの学者によって達成されたあらゆる積極的かつ貴重なものの価値を低めることはできない。

ソビエト法に関する学説の発展、その実践への適用、またその宣伝の事業において、少なからぬ役割を果したのは、長い間ロシア共和国司法人民委員として働いていたデ・イ・クルスキー Д. И. Курский および当時共和国検事であったエヌ・ウエ・クルムレンニコフ Н. В. Крыленко のような法律実務家たちであった。ブルジョア裁判の階級の本質をあばき、また人民裁判所の組織と活動、立法の完成化の諸問題を取り扱った一連

の著作がデ・イ・クルスキーによって書かれた。

それぞれの著作、講義および講演の中で、この時期のマルクス主義法学家たちは、法を唯物論的に理解すべきことを主張し、法の階級性をあきらかにしようとし、ソビエトの合法性の革命の本質を示し、またこの合法性をたえず実現することを呼びかけていた。今日のわれわれにとつて、これらすべての命題は絶対的に論議の余地がないが、当時の状況にあつてはこれらの命題を解明し、かつ積極的に科学的に主張することが必要であつた。というのは、ほかならぬこれらの命題に対して白熱した攻撃が仕掛けられていたからである。さきに名をあげた学者、実務家およびその他のマルクス主義的に教育された法律家たちのこの第一期における重要な貢献の一つは、当時強力に押し詰められていたブルジョア的法律観に対する闘争に積極的に参加したことである。

初期においては、マルクス主義的に教育された職業的法律学者の要員がわが国にまだ殆んど居なかつたことを考慮し、また労働者階級独裁の条件における経済的・文化的建設のために古い専門家を利用することに関するレーニンの指示に導かれて、ソビエト国家は当初から国家と法の分野の教育・研究活動へいくたりかの古い教授連の代表者たちを招きよせていた。また国内において巨大な法典編纂事業が実施される段取りになるにと

もない、一連の古い学者達が、民法典、刑法典およびその他の諸法典の編纂に招かれた。彼らの多くは、国家の法創造活動において、また法建設の個々の諸問題の理論的研究において、その当時大きな便益をもたらした。

しかしながら、古い法律家たちの相当部分は、当時ソビエト国家と法に対して露骨にブルジョア的な見解を抱いていた。革命と新しい法秩序の形成のそもそものはじめから、ある種のブルジョア法律学者たちはソビエト法体系とこれに関する学説に猛烈な攻撃をあげせ、十月革命それ自体と、それによって国家法体系の中にひき起された変革の違法性を証明しようとしてめた。ソビエト国家が揺ぎなく立っていることが完全に明かになると、今度は彼らはこれらの新しい秩序の本質をゆがめ、それらをブルジョア階級にとつて受け入れ易い精神において解釈することに努力を集中した。新経済政策への移行にもともない、わが国の歴史上有名なかの標識転換派の傾向が法学にも現れた。實質的にこの傾向を有する法律雑誌「法と生活」が発行されはじめ、その周囲にブルジョア的教授連のある部分がグループを形成した。彼らは、ソビエト国家がありきたりのブルジョア国家に生れかわることの不可避性を証明するために、ソビエト法・革命的合法性をそのようなものとして描き出そうと試みたのであつた。

* сменеховское направление 標識轉換派とは、ロシアの白色亡命インテリゲンチヤの一派（ユ・ヴェ・クリューチニコフ、エヌ・ヴェ・ウストリヤ・ロフなど）であり、彼らは、ネットの開始とともに、ロシア共和国に資本主義的要素が多少活気をおびたことに注目して、ソビエト国家がブルジョア国家に生れかわる前兆であるとし、ソビエト権力との協力をはかった。この名称は、一九二一年七月ブラハで出版された彼らの文集が「標識の轉換」と題されていたことに由来する。（小百科辞典第八卷一九六〇年による）

** «Право и жизнь»

ソビエト国家と法の本質のこうした歪曲に当時力をかけた人々の中には、自分自身をマルクス主義者に数えながら、事実上マルクス主義を修正していた学者達も居た。まさにこの時期において、ありとあらゆるブルジョアの法理論、殊に心理説、実証主義学派の諸命題、社会的機能理論、をソビエト法学の中に持込もうとする試みが観察される。法律学者たちのあるものは、これらの理論をわが国の土壌に持ち込むことによって法のマルクス主義的原則を圧迫し、取替えようとし、他のものは、法のマルクス主義学説をこれらの理論のうちのあれこれと癒着・同化させようと試みた。

この当時、ソビエト法学の中へ法の心理説の思想を持ち込もうとする試みが相当活潑であった。このような傾向の人々の一

人はエム・ア・レイスネル M. A. Pečner —— 法理論および政治学説史の諸問題に関して興味ある著作を少なからずあらわした大法律学者で、自分をマルクス主義者とみなしていたが、実のところマルクス主義を法の心理説に適應させようとしていた——であった。エム・ア・レイスネルはあらゆる法の階級性を基礎づけようとしたが、彼はソビエト法の階級性を「直観的階級法」の思想を發展せしめながら、直観的・心理的要因から抽出したのであった。彼は、「社会の法秩序の事実上の基礎、およびこれに照応する、社会的||法的生活の現実の挺子は、事柄の本質において実定法ではなく、直観法である」と断言し、この直観法なるものは、たとえまだいかなる立法もこれを確認していなくても、それは既にありかつ存在する、とした。エム・ア・レイスネルのもう一つの重大な間違った命題は、ソビエト法を、存在する諸階級の各々が、それぞれの部分を有するモザイク的現象であるとなししたことの中にあつた。エム・ア・レイスネルの意見によると、ソビエト法は、プロレタリア法、農民法およびブルジョア法から成り立っており、その際第一のもの、の立法的表現は労働法典、第二のものそれは土地法典および第三のものそれは民法典である。ソビエト法の内容のこのような解釈によって、プロレタリア階級の社会指導の役割があいまいにされ、労働者階級独裁の本質がゆがめられた。

* ИНТУИТИВНОЕ КЛАССОВОЕ ПРАВО

原註 2 См. М. Рёйнер, Право, Госиздат, Л.-М., 1925, с. 20.

ネップの時代に、ソビエトの法律家の一部にデュギーの社会機能説が大きく迎えられた。当時、法学分野のある種の学者たちはあらゆるソビエト法の理論的基礎をなすのはまさにこの理論であると率直に断言した。法律によって定められた一定限度内における、ネップマン、商人、富農の私的活動の許容を、この傾向の代表者達はデュギーの意味において解釈した。つまり、先にあげたプロレタリアートと勤労農民ににとって階級的に敵対的な諸要素による、一定のソビエト社会にとって非常に有益な社会的機能の遂行、と解釈したのであった。

* Duguit, Léon (1859-1928) フランスの公法学者。コント、デュルケム等実証主義的社会学者の影響を受け、一切の自然法的・形而上学的法思想を排撃し、「社会連帯の法理」を説いた。これを基礎として権利否認説等特色のある法理論を展開、また多元的国家論を説くとともに、階級闘争を否定した。主著「憲法概論」・「国家変遷論」・「私法変遷論」(末川編「新訂法学辞典」による)

この考えの代表者の一人はア・ゲ・ゴイフバルク A. Г. Гойфбарг 教授であった。巨大な民法専門家の一人であったゴイフバルク教授は、最初のソビエト民法典、すなわち一九二二年

のロシア共和国民法典の編纂に直接の、またもつとも積極的な参加をした。ソビエト民法(経済法)に関する大きな諸著作が彼の筆に属し、これらの著作においてこの法領域における一連の個々の制度が科学的に究明されている。しかしながら、ロシア共和国民法典第一条および第四条を誤って解釈しつつ、ア・ゲ・ゴイフバルク教授、ア・エリ・マリツキー A. И. Маринский 教授およびいくたりかのその他の人々は、私的經營者(ネップマン、富農)の活動は、彼らの私的な、利己的な、搾取者的な利益をではなく、専ら国の生産力の発展を念頭に置いていることを主張しようと試みた。この理論に従うと、資本主義から社会主義への移行期において階級闘争がなく、階級的平和と完全な社会的連帯が存在し、プロレタリアートと勤労農民に敵対的な諸階級が勤労者を搾取せず、彼らは単に社会的に有益な使命を果すのみであることが帰結された。

* ロシア共和国民法典第一条「民事上の権利は、社会的|| 経済的使命に反して実現される場合を除き、法律によって保護される。」第四条「国の生産力の発展を目的として、ロシア共和国は、裁判によって権力の制限を受けないあらゆる市民に対し、民事上の権利能力を賦与する」(第二項省略)。なお、末川博「ソヴィエトロシアの民法と労働法」三〇頁以下、谷川知平「ソヴィエト民法第一条の意義」(「ソヴィエト民法の理論」所収)参照。

原註 ③ См. А. Г. Гюхбарг, Хозяйственное право РСФСР, т. I, Госиздат, 1923, с. 22-23; «Гражданский кодекс советских республик», под ред. А. Я. Малицкого, Госиздат Украины, 1923, с. 29.

この考えは、その当時の具体的歴史的諸条件においては、富農、ネップマンの社会主義への成長転化という有害な右翼偏向の見解を法律学の分野に持ち込むことにはかならなかつた。またア・ゲ・ゴイフバルクの非常に重大な理論的誤謬であつたのは、法は宗教と同じく人民にとって阿片であるというまぢがつたテーゼが彼によって提起されたことである。このテーゼは、いくたりかの理論家たちによって同情的に迎えられ、ある程度まで、ソビエト法の運命の問題の彼らによる解決にとつての出発点であつた。この誤つたテーゼについては、依然として今日でも想い起す必要がある。というのは、このテーゼがソビエトの科学と現実によつてとつくに排斥されてしまつてゐるにもかかわらず、法のソビエト的考え方に対するある種のブルジョアの批判家たちが現在でもこのテーゼを種にごまかしを行つてゐるからである。

同様にこの当時のことであるが、法に関するブルジョア実証主義的論議のソビエト法学への移入は、法が単なる規範の総体とみなされ、その社会||経済的内容の解明がなされなかつたこ

とに帰結したが、このことは法の階級性の否定へと導いた。法一般、および特殊ソビエト法の超階級性を立証する試みが、当時の一連の学者の側から行われた。彼らのうちのある者は、合法性それ自体に善いも悪いも、右も左も、革命的も反動的もない、合法性とは本能に対する規範の勝利であると主張した。この法の超階級性的の方法論的立場に呼応して、マルクス主義に對して敵対的な考えの側の代表者たちは、ソビエト法の本質をゆがめ、ソビエト法をブルジョア法と同一視し、そうすることによつてソビエトの社会制度がブルジョア的なそれに生れ變ることの不可避性を証明しようと努力した。

鋭いイデオロギー闘争の状況において、法理論におけるマルクス主義を擁護することは極度に重要であつた。まさにこの点において当時大きな役割を果したのは、ベ・イ・ストウチカ、イエ・ベ・パシユカーニス、デ・イ・クルスキー、エヌ・ヴェ・クルイレンコおよびその他の人々の著作であつた。これらの著作においては、何よりも先ず、法の唯物論的、階級的な理解が擁護されてゐた。ソビエト法の一般的諸問題に関する一連の著作、なかんずく、「法と国家の革命的役割」*がその人の筆に属し、また最初に「ソビエト民法講義」*を書いたベ・イ・ストウチカは、心理説を含む法現象の觀念論的理解、法を「外部的暗示、生得のイデー」*とする理解を批判し、法とは社会の経済

制度によって条件づけられた現象であるとの命題を發展せしめた。^(原註4)パ・イ・ストゥチカは、法の階級性に関する学説を論証的に擁護し、ソビエト法をブルジョア法と等しいものとみなす試みに決定的に反対した。また一九二二年にパ・イ・ストゥチカは、「われわれの法をブルジョアシーのそれに接近させようとするものもろの理論を提起する、わがソビエト法律家たちの試みを容赦なく鞭打たなければならぬ」と書いた。^(原註5)

* 《Революционная роль права и государства》

** «Курс советского гражданского права»

*** посторонние внушения, врожденные идеи

原註 4 См. П. Стучка, Материалистическое или идеалистическое понимание права? («Под знаменем марксизма», 1923, № 1, с. 170-171).

原註 5 П. Стучка, Заметки о классовой теории права («Советское право», 1922, № 3, с. 5).

ソビエト法の本質の歪曲に対する闘争、マルクス・レーニン主義の教えを基礎にした法学の發展は、実体法であれ手続法であれ、当時のソビエト立法が、マルクス・レーニン主義の思想、プロレタリア的社会主义的合法性の基礎と完全な一致を保って速かに發展することを促進した。まさにこの時期に、ソビエト法体系を一層強化發展させる仕事において巨大な役割を果した大きな法典編纂事業が実施されたのであった。

IV ソビエト法学發展の第二期

(一九二五年～一九三〇年)

ソビエト法思想發展の第二期をわれわれは一九二五年から一九三〇年と標示した。これは、レーニンなしで、彼の教えを基礎にして社会の革命的変革の実現をめざす共産党の闘争のはじまった時期であった。国家と法に関するレーニンの教えは、この時期に党・同中央委員会の集団的創造や、レーニンの戦友たちの著作の中で一層の發展を見出した。この当時党は、マルクス・レーニン主義の歪曲に対し、党のレーニンの総路線からの逸脱に対し、党内部の敵対的潮流と派閥に対し、するどい、うむことのない、そして妥協のない闘争を行い、トロツキスト、ブハーリン主義者、ブルジョア民族主義者との闘争を行う。

* レーニンは一九二四年一月に死去した。

この闘争において大きな役割を果したのはレーニンの教えを断乎として擁護したスターリンであった。この時期の一連の理論的著作においてスターリンは、国家と法に関する、殊にプロレタリア階級独裁の機構に関する、また法建設を含む国家建設のあらゆる分野における共産党の指導的役割に関する、国内における階級闘争の形態が法的規制の方法の選択に及ぼす影響等々に関する、マルクス・レーニン主義の教えを發展させた。

これらのすべては、職業的な法学の代表者たちによっても推進される法学の発展に指導的影響を与えた。

専門的マルクス主義法律家の隊列を結集する仕事が発開され、また彼らの殆ど全員がおかした重大なあやまりを相互に批判するという状況のもとに、この時期にソビエト法思想の一層の発展の過程が進行する。これ以前には、マルクス・レーニン主義の基礎の上に法律学者を糾合するという課題を実現しうるような学問的中心がなかったのに反し、この時期において、当時大きな役割を果たしたこのような中心機関の組織づくりが進行する。

主要な出来事としては、共産主義アカデミー附属法セクション*の組織化、ソ連中央執行委員会附属ソビエト建設研究所*の創設、およびマルクス主義的に思考するソビエト法学者の代表をその周囲に結集した雑誌「法の革命」、^{***}「ソビエト国家」^{***}の創刊があった。これらの中心的諸機関の基本綱領は、法学学におけるブルジョア・イデオロギーに反対し、国家と法一般および特殊的にソビエトの国家と法に関するマルクス・レーニン学説の純粋性を守るための妥協なき闘争、ということであった。彼らの活動は、ソビエト法学におけるブルジョア的なものもろの考えの決定的な潰滅において当時大きな役割を果たした。法学の分野のマルクス主義的要員の強化において、および特に、新し

い研究要員の養成の面においてロシア社会科学研究所^{****}が、当時創設された大学院制度を通じて少なからぬ役割を演じた。

* Секция права при Коммунистической академии

** Институт советского строительства при ЦИК'e

СССР

*** «Революция права»

**** «Советское государство»

***** РАИОН

しかしながら、この時期における法に関するマルクス・レーニン主義学説の発展の途上において、またこの学説にむけられたブルジョア側からの攻撃に対する闘争の過程において、ペ・イ・ストウチカとイエ・ベ・パシュカーニスを含むマルクス主義学者自身によって重大な方法論上のあやまりがおかされた。これらのあやまりは、後にある種の学者たち、殊にア・ヤ・ヴィンスキー、А. Я. Вышинский によって、一九三八年のソビエト法と国家学の問題に関する第一回全連邦会議で為されたように、過大視する、すなわちこれらのあやまりを反革命的行為のカテゴリーに組み入れるようなことをしてはならない。^(原註6)しかし同時に、ソビエト法理論の形成と一層の発展に対しておぼしたその害毒を過小評価してもいけない。これらのあやまりの本質は、何よりも先ず、上記の学者たちが法現象解明の方法論の領域において俗流唯物論の立場に落込んだことにあ

った。そのことは、法が上部構造的 성격のカテゴリーではないとみなされ、土台、すなわち社会における生産諸関係の体系と同一視されたことに現われていた。

* 後出(一四六一—一四七頁)参照。

原註 9 См. А. Я. Вышинский, Вопросы теории государства и права, Госюриздат, М., 1949, с. 64.

法の觀念論的理解に反対し、その唯物論的解明に努力しつつ、イ・ペ・ストウチカは法を三つのアスペクト——規範としての法、法意識としての法(抽象的諸形態)、社会諸関係としての法(具体的諸形態)——において捉え、法とは、支配階級の利益に照応し、組織された力によって保護される、社会諸関係の体系であると主張した。^(原註)法はこのようにして土台と同一視された。というのは、社会に存在する現実の諸関係とは、何よりも先ず、それらの総計がほかならぬ土台を構成するところの生産諸関係だからである。しかし実際のところ、マルクス・エンゲルスは、法とは社会の経済制度によって条件づけられ、法律にまで高められた、支配階級の意思であると定義し、そうすることによって、法における意思の要素および法の上部構造的な性格を強調したのであった。先にのべたような俗流唯物論的方法論の立場に立っていた学者たちは、ソビエト法の本質それ自体、およびソビエト法の一層の発展の道についてのゆがめら

れた理解へと不可避免的に到達して行ったのであった。

原註 7 См. П. Стучка, Революционная роль права и государства, 1923, с. 13.

こうした考えの論理的継承物(ある人々が考えたように対蹠物ではなく)であったのは、当時の大きな理論的著作であり、三回も版を重ねた「法の一般理論とマルクス主義」^{*}においてもっとも充分に敘述された、イェ・ベ・パシユカーニスのあやまった法の交換理論であった。^(原註)この本のなかで、イェ・ベ・パシユカーニスは、マルクス主義的社会学説に依拠する法の一般理論の存在と発展の必然性を完全に正しく基礎づけ、法の心理学的理解、法実証主義、また同様に社会機能説を鋭く批判し、マルクス主義の立場から、ブルジョア法の基本制度の一つである私的所有権、およびこれによって生み出された資本主義社会の商品諸関係の反人民的搾取者の本質を深く解明した。しかし同時に、ほかならぬこの本において、法とは現実に存在する諸関係の体系であるとする「ストウチカと」同様の理解から出発して、またマルクスのことば——法的諸関係の性格を必然的に取得するところの、市場における物||商品||諸関係においては、商品所有者の意思が支配する——を教条主義的に解釈して、イェ・ベ・パシユカーニスは、法の本質は商品交換の諸関係から導き出すべきであるとの結論に到達した。「体系としての法の

発展は——とイエ・ベ・パシュカーニスは書いた——支配の諸要求によってではなく、商品流通の諸要求によってよびおこされたのである……」。彼の見解によれば、国家は、法との弁証法的な連関の中でありつつ、一定の条件において法的諸現象を喚起し、法的諸関係に対して必要な確定性を与えることができるとされる。俗流唯物論的アプローチは、このあやまった考への著者をして法の形成における国家の決定的役割の否定へと導いた。社会諸関係（生産と交換の諸関係）の形態としての法的諸関係は、彼の見解によれば、それ自身で存在し、国家の役割は法的諸関係に対して必要な確定性を与えることに尽きる。

* «Общая теория права и марксизм»
** Методная теория права

原註 8 ストゥチカとパシュカーニスの見解における共通性について語る際に、それと共に、両者にはそれぞれ法的諸現象の解明への独自のアプローチがあり、ペ・イ・ストゥチカは一層徹底したマルクス主義者として、交換理論に対して鋭く批判的な態度をとったことを強調しなければならぬ。

原註 9 Е. Пашуканис, Общая теория права и марксизм, изд. 3, изд. Коммунистической академии, М., 1929, с. 54.

原註 10 См. там же, с. 53.

この有害な考えは、ソビエト法の本質と運命の評価に関し

て、結果的に甚だ重大な結論へ導いた。もしも法が、私的所有諸関係の条件におけるそのもっとも発達した形態が資本主義的商品交換であるところの、商品交換の諸要求によって喚起されるとすれば、法は、従って、ブルジョア社会のカテゴリーであるということになる。それでは一体、資本主義的生産方法、従って「資本主義的」交換の廃止が進行しつつある労働者階級独裁の時期の法は何であらねばならないのだろうか。イエ・ベ・パシュカーニスと彼の考への追隨者たちは、資本主義から社会主義への移行期において、この時期の社会の経済制度の中に依然として小商品のおよび私資本主義的ウクライドが存在する以上、法がまだ必然的であることを認めた。しかし、これらのウクライドがせめられて行くに従い、社会主義的生産諸関係が勝利するに従い、法は衰滅しなければならず、すなわちイエ・ベ・パシュカーニスの表現したように、法的上部構造は風化されなければならず、法的規制も徐々に、すでに社会主義の「段階」において、組織的「技術的規制にとつて代られなければならない。国家と法の衰滅に関するマルクス・レーニン主義の古典の表現を全く不正確に解釈して、イエ・ベ・パシュカーニスは、ソビエト法が、新しい、最高のタイプの方法、すなわち、社会主義法であることを否定した。彼は、ソビエト法とは、社会主義建設の成功に依りて捲縮して行くところの、衰滅しつつあ

ブルジョア法であると主張した。この故に、彼はソビエト法体系建設の可能性と必然性を否定した。

一連の学者によって、合法性に対する合目的性の優越的意義が強調されたことも、法の衰滅理論と密接な関係があった。この種のひどく誤った発言をしたのは、エヌ・ヴェ・クルイレンコ、ア・ソリツァ A. Сольца その他であった。これらのすべては法学の数多くの具体的諸部門において、そして先ず第一に、民法と刑法の領域に反映された。

* Теория отмирания права

この時期の民法学においては、民法は国内における私所有的活動の許容、私の商品流通の容認とのみ結びついているのであるから、従って私的流通の駆逐・絶滅が進むにつれ、民法は行政||経済法——ここにおいては、法的原理が組織的||技術的規制によってとって代られるであろう——によって駆逐されてしまふであろう(ベ・イ・ストゥチカ)という考察が述べられた。

刑法的諸関係の領域においては、法の衰滅理論は一部の学者が刑法典に精密な犯罪構成要件を定める必要性を否定し、各則的部分を持たず、犯罪構成要件の精密な規定およびこれらの犯罪に対する刑罰の「処方箋」を含まない刑法典を作ることを主張し、また、故意と過失との境界区分や、刑事的処罰の問題の

解決の際における個人的責任の原則の採用の必要性を否定し、客観的帰責の可能性を認めたことの中に、具体的にあらわされていた。このようなあやまりは、エヌ・ヴェ・クルイレンコによってもおこされた。

* Индивидуальная вина

* Объективное вменение

いわば、ブルジョア法としてのソビエト法の衰滅理論の極度の有害性は、この理論が国内における合法性の強化ではなくて、その弱体化に、法秩序の強化と市民および諸組織の権利の厳格な保障にはなく、このような法秩序の廃絶に向けられていたことに存した。衰滅理論は、本質的に新しい社会主義的な社会諸関係の強化の事業における労働者階級の独裁を武装解除しようとしたのだった。わが国における社会主義建設の展開にともない、この理論は完全な破産をあらわにし、実生活、社会主義建設の実践と明瞭に矛盾するに至り、すでに三〇年代初頭において痛烈に批判され、有害かつ極度に危険なものとして排斥されたのであった。

この時期における、ソビエト法理論の発展、マルクス・レーニン主義の基礎の上に立った専門学者の隊列の結集、および当時おこされたあやまりと歪曲の批判は、立法発展の事業においても、またソビエト法の一連の理論的諸問題の設定とその後に

おけるより正しい解決の事業においても、大きな役割を果たしたのであった。

V ソビエト法学発展の第三期

(一九三〇年～一九三六年)

われわれの区分による第三期(一九三〇年～一九三六年)におけるソビエト法学の発展は、当時わが国で進行しつつあった深い、嵐のような社会的・経済的変革と結びついている。社会主義的工業化の成功、コルホーズ建設の嵐のような発展、全戦線における社会主義の一斉攻撃、および資本家的諸階級絶滅の急速かつ成功的な過程は、ソビエト国家と法のその後の強化と不可分に結びついていた。強力なプロレタリア国家のみが、ソビエト社会の社会的・経済的構成におけるこれらの深い諸変化の実現を保障し得た。この時期に属するスターリンの著述(一九三〇年第一六回党大会における報告、および一九三三年一月全ソ共産党(ボ)中央執行委員会・中央統制委員会合同総会における報告)は、党の方針と完全な一致を保ちながら、社会主義の建設は、国家の衰滅ではなく、国家の強化と革命的合法性のあらゆる手段による強化とに結びついていることを強調した。

* Социально-экономическая структура

全戦線にわたって展開された社会主義の一斉攻撃と、これに結びついたソビエト国家と法の強化は、先ず第一に、法に対するありとあらゆるブルジョア的な見方が終局的かつ回復不可能な敗北を蒙ったという関係において、法学の状況に反映された。これと並んで、そのあやまりが、社会主義建設の経験によって確認されたところの、法の分野におけるいくつかの基本的な理論的諸命題のまじめな再検討が必要になった。そして、遂に、社会主義建設の実践によつてはじめて提起された一連の重要な法的諸問題の科学的解決を見出すことが必要となった。この時期において、法学の発展に大きな役割を果たしたのは、一九三一年に開催され、ソビエト法学の状況に関する問題を審議した、第一回マルクス主義国家学者大会^{*}であった。大会は、ソビエト法学の発展およびブルジョアイデオロギーとの闘争の総括を行った。

* I съезд государственников-марксистов

大会の準備期と、そしてことに大会の後に、それ以前に提起されていたいくつかの理論的諸命題、なかならず、法の概念についての問題に関して再評価がはじまった。一九三〇年から翌年にかけて、イエ・ベ・パシユカーニスは、ソビエト法をば衰滅しつつある法とみなした自己のかつての見解に対し詳細な批判を行い、自己の、法の交換概念に真剣な批判を加えた。この

時期においては、法は彼によってすでに上部構造的な性格の現象、國家の政治ポリティカの形態とみなされている。しかしながら、この時期における、以前の諸命題の再検討の過程はかなり遅々たるものであり、必ずしも徹底的でなく、その上、その上で新しいあやまりがおかされることもめずらしくなかった。かくしてイエ・ベ・パシユカーニスИ. В. Пашуканисは、ソビエト法の衰滅に関するかつての自己の発言が誤っていたことを認めはしたものの、社会主義的法социалистическое правоに關してはまだ何も發言せず、ソビエト法体系の建設の可能性を否認しつづけた。支配階級の政治の形態としての法についての彼の新しい主張は、一歩前進ではあったが、それにもかかわらず、法の特質を明かにするものではなかった。彼はかつて、法を經濟と同一視したとすれば、今度は政治と同一視しているのであつて、同様に正しくなかつた。法は政治と密接に結びついてはいるが、しかしそれは政治に還元されえない。政治は多様な現象形態を有する。法は支配階級の意思の独自の表現形態である。

* социалистическое право

この時期の科学思想は、社会主義建設と関連して發生した一連の法的諸問題解決の道を熱心に模索する。國の經濟に生じつつあつた深い変化、國民經濟の社会主義的再建、展開されつつあつた經濟建設が、当時、何にもまして法律學者の注意をひき

つけていた。これに関連して、經濟法の理論理論*が現れるが、その基本的代表者の一人はエリ・ヤ・ギンツブルク *Л. Я. Гинзбург* 教授である。この理論の代表者たちは、社会主義的經濟諸組織間に成立する諸關係の法的規制を特別にとりあげて、法および法学の獨立の部門とすることが必要であると考へた。科学的研究の分野において、彼らは、國家的社会主義的所有權、國家的經濟諸組織の活動における經濟計算制採用の法的諸形態、社会主義的經濟諸組織の法的地位、經濟諸組織間に成立する契約關係の規制、およびその保障の法的諸手段といった諸問題の究明に關心を集中した。法建設法建設*の分野において、彼らによつて、社会主義的經濟諸組織間に成立するあらゆる基本的所有諸關係がそれによつて規制されるための特別なソ連經濟法典の公布についての提案が為された。

* теория хозяйственного права

** социалистические хозяйственные организации

*** правовое строительство

社会主義的經濟諸組織の活動の法的規制に注意が集中されたことは、疑いもなく、この理論の合理的な収穫であつた。しかしながら、この理論の代表者たちによつて提起された具体的諸問題はその後、ソビエト民法に關する一連の理論的著作においてその發展と科学的解決とを見出したことを認めなければなら

ない。この理論の難点は、経済法は——経済法理論の代表者たちの意見によれば、——民法を駆逐しなければならない、という点であった。人間、市民は、実質的に、経済的諸関係の機構のある附屬物と化し、換言すれば、ある経済的「一単位」と化し、社会主義制度によって保障される諸権利をあますところなく充分に彼に享有させることが棚上げにされるのであった。この考えのこうした欠陥は、後にこの理論が痛烈に批判され、排斥される原因ともなった。

嵐のようなコルホーズ建設と、全面的集団化の基礎の上における、階級としての富農層の一掃は、ソビエト法思想の一連の代表者たちにコルホーズ建設の法的諸問題の解明に従事する意欲をよび起した。この時期に、ア・ペ・パツロフ А. П. Пац-лов教授によって提起された土地||コルホーズ法の理論が現れる。ソビエト土地立法の本質を歪めて、その中に、あたかも社会主義の建設に関して社会的機能を果してもするかのような個人農の経営の強化と発展の路線を見出していた(ローゼンブルヒウム Розенблюм)、ソビエト土地法学の代表者たちを批判しつつ、土地||コルホーズ法理論の代表者たちは、ソビエト土地立法が、個人農の経営の集団化という方法によって農村における社会主義的改造の実現をめざすことを完全に正しく示していた。彼らは、コルホーズ自体の内部に形成される諸関係、

ならびにコルホーズとコルホーズの指導を実現する任務を与えられていた国家諸組織との諸関係に関連した一連の重要な法的諸問題の研究と解決に正しく注意を集中した。土地||コルホーズ法の理論は、あらゆる土地法的諸問題の徹底した研究とその法的規制の可能性を提供せず、また国家的土地所有に基礎を置く多種多様な土地法関係を、本質的に、コルホーズの土地利用の問題にのみ還元したために、後にこの理論そのものが痛烈な批判を受けはしたが、この理論の諸命題は、その後同様にソビエトコルホーズ法学においてその発展と屈折とを見出したのであった。

* геория земельно-колхозного права

** наука советского колхозного права

*** наука советского колхозного права

**** претомление

このようにして、ソビエト法学の発展を促進したところの、この時期に提起された、新しい正しい理論的諸命題も、数多くの誤った付加物という重荷を背負っていたので、自己の論理的終着点にまでは押し進められなかった。しかしながら、ソビエト法思想がこの時期に到達し得た積極的かつ貴重なものについては、ソビエト法学の歴史のその後の諸段階における法律学者たちの著作の中に一層の具体化と創造的發展とを見出した。

VI ソビエト法学発展の第四期

(一九三六年〜一九五二年)

ソビエト法学発展の第四期を、一九三六年から一九五二年までとすることができるとわれわれには思われる。一九三五、六年頃には、共産党とソビエト政府の、国内における社会主義建設に関する巨大な事業が、世界的意義をもつ勝利の大栄冠でかざられた——すなわち、都市にも農村にも、社会主義的生産方法、社会主義的社会諸関係が確固として勝利を遂げたのである。社会主義の建設は、ソビエト法の一層の発展と強化とを伴った。わが国における社会主義の勝利を立法的に確定し、今後の国家の法創造活動の法律的基礎を創ったところの、一九三六年におけるソ連新憲法の採択は、社会主義的法秩序の一層の強化と発展を意味していた。

共産党は、新憲法の不断の实行、合法性のもっとも厳格な強化を呼び掛けていた。党のこの路線は、スターリンの第八会臨時全連邦ソビエト大会における報告「ソ連憲法草案について」の中に明瞭に表現されていたが、この報告において、国家と法に関するレーニンの学説の発展として、ソビエト法体系の重心は市民の権利の宣言からその保障へと移行したことが強調され、国内の法秩序強化の事業において国家諸機関の権限のはっ

きりした境界区分の必要性が示され、また法律の安定性が成功的な社会主義建設のために有するあらゆる意義が解明されていた。この報告の中で言われているところの、連邦構成共和国とその権利に関する、国家権力および国家管理の諸機関の構造に関する、またその構成原則に関する諸命題は、何よりも先ず、ソビエト国家法学の一層の発展に大きな役割を果した。

* Наука советского государственного права

こうした歴史的条件において、社会主義的法秩序と社会主義的合法性との強化の事業への全面的協力、新しい社会主義的諸関係の一層の発展を最大限に促進するような新しい法形態の研究という諸課題が、ソビエト法学の前にこの上なくはつきりと立ちあらわれた。これらの課題を成功的に解決するために、先ず第一に、法学における過去のあやまりの重荷から最終的に自由にならなければならなかった。復古的傾向を帯びた、あからさまなブルジョア理論は、すでにこの頃までに粉碎されてしまっており、大した危険を感じさせなかった。その代り、今や、社会主義における法に対するニヒリスティックな態度を生み出した理論が、特に危険になりはじめた。このような理論を決定的に克服して、未来への進路を正しく設定することが必要であった。もっとも根本的にこのことの為されたのは、一九三八年に開催された、ソビエト法と国家学の諸問題に関する第一回全

連邦會議[＊]においてであった。

＊ первое Всесоюзное совещание по вопросам науки
Советского права и государства

今日、この協議会の役割を評価する際に言わなければならぬことは、勿論、ここで語られたことのすべてが正しかったわけでは決していないことである。イエ・ペ・パシユカーニス、エヌ・ヴェ・クルイレンコ、その他の人々はその加害行為を正しくなく非難された。會議においてヴィシンスキーによって行われた基調報告の中には、後に法思想の創造的發展に対してある程度の支障となった、科学の發展にとって堪え難い批判の調子が用いられていた。提起されるいくつかの理論的諸命題の宣言性がどぎつく、しかもそれは教条主義と統經主義[＊]というゆゆしい徴をはやしていた。しかしながら、すべてのこれらの重大なマイナスにもかかわらず、この會議が積極的役割を果し、ソビエト法学の發展における重要な道標であったことは、現在でも認める必要がある。ソビエト法を衰滅しつつあるブルジョア法とみなす理解、およびこの理論に由来したまた附随していたあらゆるものが決定的かつ最終的な潰滅を蒙ったのは、まさにこの會議においてであった。この理論的方法論的根元、すなわち法の俗流唯物論的理解が根こそぎにされたのであった。

＊ Нечетничество 聖書学者的態度とも訳す。読んだことを無批判に鵜呑みにすること。

ブルジョア陣営からソビエト法学の批判を為す者は、しばしば、ソビエト法思想の發展史を次のように描き出す。すなわち三〇年代末にソビエト法学の分野においてア・ヤ・ヴィシンスキーが指導的立場につくとともに、そしてことに上述の會議の後に、ソビエト法学は新しい發展の時期に入った、そしてこの時期の本質は、ソビエト法学がマルクス主義から逸脱をはじめたこと、またソビエトの法律家たちが国家と法のマルクス主義的概念を^{フレンジイ}、その根拠薄弱さが明かになったが故に、放棄したことにあると。このようなくだらぬ主張には少しも真実性が無い。三〇年代の末、なかならず上述の會議においては、マルクス主義的概念からの逸脱についてはなく、その正しい理解について、また、この概念をあらゆる種類のあやまった、しばしば修正主義的な、堆積物^{ナсопийение}から清めることについて語られていた。マルクス・レーニン主義の古典の教えの深い意味を正しく解明し、これをソビエト社会主義法体系の一層の強化完成のために利用することについて語られていたのであった。この意味においても、一九三八年の會議は一定の積極的役割を果したのである。

會議の積極的な役割は、それが社会主義法理論一般のおよ

びこれと並んで、個々の具体的法領域の理論の、一層の発展のために理論的に貴重なものを多く与えたことにある。これまでの基本的論争や理論闘争が法の定義そのものをめぐって行われ、まさにこの点において重大なあやまりや歪曲がおかされていたので、会議は特にこの理論的問題に取組んだ。そして、法に対して「以前に提起されていたものと比較して」異った一般的定義が下され、法とは、支配階級の意思を表現し、支配階級にとって有利かつ好都合な社会的諸関係および諸秩序の保護・強化および発展を目的として、立法手続によって制定され、もしくは国家権力によって裁可された、その適用が国家の強制力によって保障される、行為の諸規則の総体である、とされた。

このように定義することにより、マルクス・レーニン主義の古典の教えに一致して、法における意思的要因に力点が置かれた。また、支配階級の利益に一致する社会諸関係の保護、強化および発展という意味において、法は土台に対して影響を有する上部構造的カテゴリーとして立ち現れた。また国家が自ら規範を形成し、もしくは現存する諸規則を裁可し、そうすることによって、これらに法的なものの性質を与えることの中に存する、法と国家の有機的結びつきが強調された。法と国家との結びつきは、更に、現存する法規範の適用の国家による保障にお

いて強調された。この定義は、ソビエト法学において基本的に今日にいたるまで用いられている。

しかしながら、この定義はいくつかの本質的欠陥をも有する。第一に、この定義それ自体の中には、法の経済機構による被制約性が強調されていない。会議の席上およびその準備会議において語られたことのすべてから判断して、このような被制約性は前提とされてはいるが、定義それ自体の中では自明なこととしてこの次第を示さないのが目的になつてしていると認められたのであったことを確言することができる。

第二に、人民の倫理的、政治的の一体性が達成されている社会主義社会の条件にあつては、法規範の遂行は何よりもまず、圧倒的に多くの場合、これらの規範を自発的に遂行するところの市民の高度の社会主義的自覚性によって保障されて居るにもかかわらず、この定義の中では、法の適用の保障における国家の側からの強制面に注意が強調されている。こうした事情については、一九五〇年に降に現れ、上の定義に対して批判的検討を行った、一連の雑誌論文の中に全く正しく指摘されている。

一九三八年の会議のもう一つの非常に重要かつ積極的な成果は、社会主義の建設は法的上部構造の衰滅と結びついていないばかりでなく、反対に、それは法と合法性のあらゆる手段による強化を前提としており、社会主義の勝利と共に新しい社会

主義法が強化・発展することの認識である。このような決議の採択は、巨大な組織的意義を有していた。この決議は、社会主義的現実の条件における法と合法性の一層の強化の諸問題の研究を狙ったものであった。会議のもっともいぢるしい成果の一つは、社会主義社会に客観的に存在し、法規範によって固定化された社会諸関係の体系の反映としてのソビエト法体系の頭在化が完全に必要であることが認められたことである。会議において、ソビエト法の一定の具体的諸領域の存在が証明され、以前には廃止されていた法学の個々の領域（例えば行政法）の復興、および新しい法領域（例えばコルホーズ法）の分離独立の必要性が証明された。具体的諸領域の各々によって規制される諸関係の範囲が基本的に素描された。

ソビエト法およびソビエト法学の体系についてその時形成された諸命題は、基本的に現在でも有効である。しかし、これは社会主義的社会制度が勝利をおさめたばかりの頃に為されたのであることを認める必要がある。その後の実生活は、ソビエト法の各領域の構造の一層の精密化とそれら相互のより正確な境界決定の必要性を提起した。今日、疑いもなく、法の科学的体系の一層の完全化の要求が熟している。しかしこれはあくまで完全化であつて、根本的な破壊ではない。というのは、この点において為されたことは時の試煉に堪え、基本的に自らの生命

力を証明したからである。

そして、最後に、会議の重要な成果の一つは、当時、ソビエト法の各個の領域の科学が直面していた諸課題が明確になったことであつた。多くの点において、これらの諸課題は今日すでに歴史に属している。というのは、その後において、これらの課題が或は解決をみ、或は新しいものに置き換えられたからである。しかし、そのうちのいくつかは今でも依然として現実性を保っている。

この会議の組織、および活動の方向づけにおける極度に重要な役割がア・ヤ・ウシンスキーに属していたとはいへ、そこに提起された理論的諸問題の創造的解決は、国内のその他の法律学者たちの協力を得て、ソ連科学アカデミー法研究所のメンバーによつて集团的に準備されたことを指摘しなければならぬ。従つて、国内のあらゆる法学的創造的勢力のその後の理論的・實際的活動指針として採択された会議の総括は、法律学の分野における理論労働者の集団的努力の結実なのである。

最近二〇年間に法学において為されたすべてを批判的に評価する過程において、時には、一九三七・八年以降法学が停滞し、法学の代表者たちが無為にすごしたかのような主張が行われている。このような評価には、事実と相違するが故に、賛成することができない。客観的にみれば、まさに一九三八年の

会議以後に各々の具体的法領域で一大理論的作業がはじまり、これらの全領域において、積極的成果が少なからずあげられたことを認めざるをえない。まず第一に、殆どすべての法学領域に關して教科書が執筆出版されたが、これらは後に再版され、補筆され、また改善が加えられた。これらの教科書は、ソビエト法律学者の新しい要員を教育する助けになったばかりでなく、ある程度まで、ソビエト法律学の各領域における学問上の指針を形成していた。高等教育機関用の国家と法の理論のマルクス主義的教科書——エス・ア・ホルンスキー С. А. Голунский とエム・エス・ストロゴヴィチ М. С. Строгович のもの（一九四〇年）、ア・イ・デニンソフ А. И. Денисов のもの（一九四八年）、ソ連科学アカデミー法研究所の著者集団によるもの（一九四九年）、さらに同研究所著者集団の政治学説史教科書（一九五五年）——がはじめて出版された。国際法の教科書（一九四七および一九五一年）が出現した。ホルホーズ法、また同様に行政法に關する教科書がはじめて出版された。

* Институт права АН СССР

* 邦訳（藤田勇訳）「国家と法の理論」上・下一九五四年

巖松堂書店

*** ソビエト行政法教科書の系列については、稻子恒夫・

浜内謙共訳「ソヴェト行政法」一九五六年巖松堂書店、解

説四五七頁以下参照。

一九三八年の会議で提起された具体的諸課題に応じて、法律学者たちによって社会主義建設の実践にとつて重要な一連の諸問題の研究が実施された。この結果、非常に重要な理論的実践的テーマに關する大きな論文が現れた。国家の社会主義的所有権の問題に關し、ア・ヴェ・ヴェネヂクトフ А. В. Венедиктов 教授の「国家的社会主義的所有」（一九四八年）、ア・ヴェ・カラス А. В. Карасц 教授の「国家的社会主義的所有権、客体と内容」（一九五四年）、ゲ・ア・アクセニョノク Г. А. Аксенов の「ソ連における土地に対する国家的所有権」（一九五〇年）が現れたが、これらの著作においては、ソビエト国家に屬する財産のもっとも効果的な利用の法的構成という極度に重要な諸問題の解決がはかられている。社会主義的所有關係への参加者の法的地位に關する諸問題に關しては、エヌ・ユヌ・ブライトツシ С. Н. Брайтов 教授の「ソビエト民法における法人」（一九四七年）、および「民法の主体」（一九五〇年）が現れ、これらの論文の中で、社会主義的民事取引の参加者の法的性質そのものに關する諸問題が新しい方法で解決をはかられて居り、また大きな理論的および實際的資料の基礎の上に社会主義的所有關係の参加者の権利能力の諸問題が分析されている。また、社会主義的条件のなかで生じつつある債権債務關係の諸問題を取扱った一連の論文が出現した。それらの中

***** «Общее учение об обязательстве»

***** «Обязательства из причинения вреда и из неосновательного обогащения»

***** «Траво личной собственности граждан СССР»

***** «Учрки советского наследственного права»

***** «Грудное правоотношение»

刑法の諸問題に關しては、刑法総論とならんで各種の犯罪に對しても大規模な研究が捧げられた。一九四六年には、ア・エヌ・トライン^{*} A. H. Трйнин 教授の大きな論文「犯罪構成要件論」^{*} が公にされ、これは後に改訂版として二度にわたり（一九五一年および一九五七年）版を重ねた。刑法総論に對して、エヌ・デ・ドウルマイノフ^{*} Н. Д. Дурманов 教授の大きな論文「犯罪の概念」^{*}（一九四八年）が捧げられ、その中では、このソビエト刑法学の根本問題をあらゆる側面から解決するための試みがなされている。祖国戦争中も、戦後の平和な建設期においても、ソビエト刑法学者の注意をひいているのは、諸国民の平和と安全に對する犯罪との、また新しい戦争の挑発者とのたまたかの諸問題の研究である。この問題に關して、一連の大規模かつ有益な諸勞作、ことに、ア・エヌ・トライン^{*} 教授の「ヒトラー一味の刑事責任」^{*}（一九四四年）、および「平和

擁護と人類に對する犯罪とのたまたか」^{****}（一九五六年）、ペ・ハ

ス・ローシキン^{*} П. С. Ромашкин 教授の「帝國主義の戦争犯罪」^{****}（一九五三年）が發表された。ソビエト刑法学の發展

およびこの分野における程度の高い教科書の準備における大きな役割は、ア・フ・ゲルニツキ^{*} Н. А. Герунои^{*}、エヌ・

エム・イサノフ^{*} М. М. Исаев^{*}、エヌ・エム・ニコラエフ^{*}、

Д. Меньшайн^{*}、ア・フ・コシヤコフ^{*}、А. А. Понг-

ковский^{*}、ペ・エヌ・ウチヨフ^{*}、Б. С. Утевский^{*}、

エヌ・エム・ニコラエフ^{*}、М. Д. Шаргородский^{*}、

エヌ・エム・ニコラエフ^{*}、В. М. Чиквадзе^{*}の諸教授に屬する。

* «Учение о составе преступления»

** «Понятие преступления»

*** «Уголовная ответственность пилеровцев»

**** «Защита мира и борьба с преступленными про- тив человечества»

***** «Военные преступления империализма»

この時期において、少なからぬ注意が訴訟法の諸問題——裁判審理手続における眞実確定の諸問題、証拠理論等々——の研究に對しても割かれている。エム・エヌ・ストロゴヴィチ^{*} М. С. Строгович 教授の「刑事訴訟における実体的眞実に關する研究」^{*}（一九四七年および一九五五年）は、このテーマに關する大きな研究に数えらるべきであるが、この論文においては、

法廷審理における真実確定の問題が、客観的眞実とは何かという哲学的問題の解決の基礎の上に考察されている。アカデミー会員フ・ヤ・ウイシンスキーは、この時期に、刑事訴訟に関する自己の大作の一つである「ソビエト法における法廷証拠理論」を出版するが（これは一九四一、四六、五〇年にわたり版を重ねた）、この本は、一連の極度に重大なあやまりにもかかわらず、この問題に関する大きな、かつ多角的な研究でありつづけてゐる。一九四六年にエヌ・エヌ・ボリヤンスキー Н. Н. Подлянский 教授の「外國の刑事訴訟における証拠」が現れたが、その中で著者は最近二五年間の証拠法に関するソルジュノ法および文献における新しい諸傾向をあげた。この同じ時期に、刑事訴訟および民事訴訟の諸問題に關し、また刑事学の諸問題に關し、ソ連科学アカデミー通信会員エヌ・ブコリンスキー С. А. Голуцкий をはじめ、エド・エド・ソロシンスキー М. М. Родзінский、ノ・イ・ヤン・ソドナツ А. И. Винберг、エ・ブ・カソフ Д. А. Карев、エド・ヤシ・ロジコフソフ М. В. Кожевников、ノ・エド・ソソフソフ А. Ф. Крайнеман、エヌ・イ・ウ・マツチキソフ С. П. Митричев、エヌ・エド・ヤシ・ソフ С. М. Потапов、エヌ・エド・ヤシ・ソフ Н. В. Терзиев、カ・エヌ・マシソフ К. С. Юдельсон、エド・エド・ソソフソフ М. Л. Шифман、エド・エド・ヤシ・ソフソフ М.

А. Чельцов、イ・エヌ・ヤキソフ И. Н. Якимов の諸教授の貴重な一連の研究論文、学習方法論的論文が現れる。

* «Учение о материальной истине в уголовном процессе»

** «Теория судебных доказательств в советском праве»

邦訳（柳・吉田・藤田訳）「ソヴェト法における法廷証拠理論」（一九五九年、法務資料第三五九号）

*** «Доказательства в иностранном уголовном процессе»

ソ連および諸外國の國家法の諸問題、同様行政法の諸問題は、アカデミー会員イ・イ・トラソフ И. П. Трайнин のほか、エ・エ・ソソフ И. Д. Левин、エヌ・エヌ・スエツキソフ С. С. Студеникин、エヌ・イ・ソソフ Э. П. Фаберов の諸教授の一連の学問的および教科書的著作の中で理論的解明と発展とを見出しつづる。

その名が広く國外に知られてゐる國際法思想の代表者である〔以下〕を挙げた學者だが、ソ連科学アカデミー通信会員エ・ブ・コロソフ Э. А. Коровин、エド・エド・ヤシ・ソフ Я. Н. Дурденевский、エド・エド・ソソフソフ Ф. И. Кожевников、エド・エド・ソソフソフ С. Б. Крылов の諸教授 Корецкий、エヌ・イ・クルソフ С. Б. Крылов の諸教授

は、この時期に、諸国民の平和と友好の強化と新しい戦争の防止をめざすソビエト国家の対外政策の本質を照し出す現代国際法関係の内容を解明する研究調査論文や大きな理論的論文をものしている。国際法の歴史の諸問題に関するヴェ・エ・グラバリー B. Э. Грабарь 教授の多年にわたる仕事は、貴重かつ有益である。ゲ・イ・トツキン Г. И. Тункин、ア・デ・ケイリン A. Д. Кейлин の諸教授、また同様に一連の若手国際法学者は、国際法の領域で甚だ好成果をあげつつ活動している。

国家と法の歴史、また同様に、国家的法的諸見解の歴史の諸問題に関して大きな興味を提供しているのはエム・エヌ・ゲルネット M. Н. Гернер 教授の「ソヴェートの監獄の歴史」(一九四〇—一九五六年)、エス・ヴェ・ユシコフ С. В. Юшков 教授の「ソ連の国家と法の歴史」第一部(一九四〇年)である。法の歴史の諸問題に関する大きな研究が、この時期に、ベ・エヌ・ガラランザ П. Н. Галанза、エス・エフ・ケチェキヤン С. Ф. Кечекьян、イ・エヌ・ペレテルヌスキー И. С. Перетерский らの諸教授によって実現された。

* «История царской тюрьмы»

** «История государства и права СССР»

法の一般理論の諸問題に関する労作の中では、エム・ベ・カ

レヴァ M. П. Калева 教授の「社会主義社会における法と道徳」(一九五一年)が高く評価されたが、この中では、法建設の重要問題の一つである、法と社会主義的道徳との相互関係の問題の理論的解決が試みられている。

* «Право и нравственность в социалистическом обществе»

邦訳(胡麻本真一訳)「社会主義社会における法と道徳」一九五五年、巖松堂書店

本稿においては、この時期に現れて、ソビエト法学の発展に大きな積極的役割を果たしたその他の著作のすべてを単に挙示し、それらを簡潔に特徴づけることさえも、可能であると思える。

この時期の甚だ意義深い積極的成果の一つは、一連の連邦構成共和国、ことに中央アジアおよび後コーカサスの諸共和国に、民族的な法学要員が成長したことであった。カザフ共和国では、若い前途有望な法律学者たちが育てられ、ウズベク、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジアの諸共和国においては、すでにしっかりした研究者として世に出ている法学博士、教授達が養成された。これらの人々としては、ア・イ・イシヤーノフ A. И. Ишанов、ヤ・エ・ペ・カグラヤノフ B. П. Каграянов、エス・ア・ラジヤボフ С. А. Раджабов、ベ・エ

ス・スレイノワフ X. C. Сутеманова、テ・ヴェ・ツェレチ
エリ T. B. Церетли 云々。

しかしながら、この時期における一定の積極的成果にもかかわらず、ソビエト法学はこの時期においても、社会主義建設の諸要求によって強力に命ぜられた課題のすべてを果すことができなかつたことを認めなければならぬ。この時期におけるソビエト法学の立遅れは、第一に、社会主義法の一般理論の発展が極度に弱々しいものであつたことに現れている。個々の大きな研究が果されたのは具体的諸法学においてであつて、一般理論の分野においてはなかつた。そして、このことは疑いもなく、一般理論が一般的・原則的な科学的諸命題を設定してやらなければならぬ筈の個々の具体的法的諸学の発展をも妨げたのであつた。第二に、ソビエト法学は、国家と法の建設の實踐に対して非常に弱い影響しか与えず、効果的な援助を与えなかつた。そしてその結果、理論の實踐からの一定の遊離が存在してしたのであつた。一九三六年のソ連憲法の採択ののち、殆どあらゆる法部門に関する新しい法典の作製と、社会主義建設の新しい諸課題に合致してソビエト法制の一層の完全化と体系化との緊急の必要が生じた。しかしながら、社会主義法の法典化の理論的諸問題の非常に多くは未解決のままに終つた。

その他のあらゆる人文科学においても同様であるが、法学に

おける個人崇拜の否定的影響は、この時期において、教条主義と読経主義の隆盛に現れた。実生活の諸過程の研究と、国家と法に関する科学的著述におけるその総括のかわりに、あれこれの発言や命題が、それらを創造的に発展させることなしに、単に並べ変えられたり、注釈がほどこされたりすることがめづらしくなかつた。このことはまた、科学上の仕事において許し難い批判の仕方の採用、根拠もなしに反マルクス主義のレッテルを貼りつけることに現れ、結局、あれこれの社会現象の研究に際して創造的なアプローチをすることの恐怖へと導き、科学の前進を妨げたのであつた。

ある法学者たちによつて、ことにア・ヤ・ヴィンスキーによつて、重大な理論的あやまりがおかされた、すなわち、わが国における合法性と法秩序の強化の利益に反するような諸命題が述べられた。これらのあやまりは、第二〇回党大会以後の印刷物において充分詳細に批判されつくした。

科学的作業の組織自体が、あまりにも中央に集中しすぎたという事情も、この時期における法学の発展に否定的に作用した。現地、すなわち連邦構成共和国における法学研究施設は徐々に縮小され、あらゆる研究活動は通例モスクワのみに集中されてきた。法律雑誌の発行も、かつてそれらが発行されていた連邦構成共和国において、停止されてしまった。

VII ソビエト法学発展の第五期

(一九五三年以降)

一九五六年に開催された第二〇回党大会——その歴史的諸決定は、それに先立つ二、三年間に党によって遂行された大規模な作業によって準備されたものであった——は国際的・国内的状況に深い分析を加え、現段階における社会の発展の道と見通しの理解にとって第一級の意義を持つ、マルクス・レーニン主義的科學の一連の重要問題を創造的に提起し解決した。大会は、全人文科學部門における思想が真に創造的發展をとげるために必要なあらゆる条件を創り出した。

共産党は、社会科學のあらゆる領域の代表者たちに読経主義と教条主義からきっぱりと手を切り、社会生活においておこりつつある諸過程をより深く研究し、実生活によって命じられる新しい諸問題を勇敢に提起し、それらを創造的に解決することと呼び掛けた。第二〇回党大会のこの方針は、わが国において、法学をも含むあらゆる社会科學が発展するための総路線であった。

第二〇回大会のこの一般方針のほかに、法学にとって極度に重要な指針的意義を持っているのは、社会の今後の成功的な発展の不可欠な条件としてのあらゆる手段による合法性の強化に

関する大会の指令である。同様に、ソビエト立法の今後の完成化と立法活動の分野における連邦構成共和国の権利の拡大に関する大会の指令も、法学にとってはかり知れない意義を持っている。

大会の席上、ソビエト法学の実生活の要求からの許しがたい立遅れが厳しく批判された。党の歴史においてははじめて、党の最高機関の壇上から、国内における法学の状況について問題が提起されたが、このことは、法学の立遅れの重大さと、党が法学の発展に対して示す大きな配慮を物語っていた。

* 二〇回大会におけるミヤコン報告。

第二〇回党大会以来、わが国において、法思想のいちじるしい活潑化が生じたことを指摘しなければならない。多くの法律家が読経主義的・教条主義的アプローチをやめ、より深く実践を研究し、真に創造的に理論的諸問題を提起し、またその解決の道をさぐりはじめた。ソビエト法学の代表者たちが、ソビエト立法の法典化、ソ連における審理や矯正労働事件の一層の改善、司法行政の組織化等の諸問題について、国家のおよび法的建設の実践と直接に結びついた研究を進め、また提案を為しはじめたことは非常に目につく進歩である。ソビエトの法律学者たちが新しい法律規定やその他の法的文書の作成に、一層活潑かつ創造的に参加するようになったことは、ソ連最高ソビエト

第六会期における代議員たちの発言において指摘されている通りである。国家法学、行政法学、および民法学の代表者たちは、現在ソ連における工業と建設の管理組織の再編成に関連した法的諸問題の解明に懸命にとり組んでいる。一九五七年四月に開催された、国内における社会主義的合法性強化の問題をテーマとした全連邦大学連合会議は国内のあらゆる創造的法律勢力をソビエト法学の緊急の諸問題の今後における理論的究明、および法理論と国家諸機関の実践活動との緊密な結びつきの強化に動員するという方向にむけられた。

* Всеобщее международное совещание

ソ連の法律学者と人民民主主義国の法律学者との連帯がますます強まりつつあることは、社会主義的法理論全体の一層の発展のために非常に貴重かつ有益である。これらの諸国には、すでに今日、有能な法律学者要員が多数輩出し、みずからの著作によって自国における法と合法性の強化に寄与しつつあるばかりでなく、社会主義法に関する一般理論命題の一層の発展の事業にも巨大な貢献をなしつつある。

しかし、これとともに、ある程度の前進にもかかわらず、第二〇回党大会により法学に対して提起された諸課題はまだまだ国家と法の建設の諸要求をみたしうる程度に果されていないことをはっきりと認めなければならない。一連の理論的作業の諸

部門において、以前通り重大な立ち遅れと大きな欠陥が存在している。国家と法についての一般理論的諸問題の専門学者による究明は遅々として進んでいない。

法律学者が相当多数居るにもかかわらず、わずかに限られた人々しか、国家と法の一般理論に取組んでいないという状態は正常ではないことを認めなければならない。法の一般理論の諸問題に取組まなければならないのは法の一般理論の専門家に限られる、すべての新たに発生する一般理論上の諸問題の解決に当らなければならないのは、「法の純粋理論家」（そんなものは、この世に居はしない！）である、というような考えは全く正しくないと見なければならぬ。古来、各国において、非常に様々な法学諸部門の代表者達が国家と法の一般理論の諸問題に従事して来たことはよく知られている。「各分野の専門家」たちが一般理論の問題の解決に積極的に参加することは、われわれの条件のもとにおいても、国家と法の一般理論の発展を著しく助けることができるであろう。しかしながら、ほんの例外的にしか、国家法、民法、刑法およびその他の法領域の専門家たちは一般理論の個々の問題に関心を示さず、またこれと取り組んでいないし、一方、かつてこれに取り組んで成果をあげたいくつかりかの学者が、最近、忌憚なく言って、この方面における活動を停止している（エス・ア・ゴルンスキー、ア・イ・デ

ニソフ)のは決して正常とは認められない。

国家と法の一般理論は、その特質からして、法学の種々の部門の、いや法学のみならず哲学の諸部門の、代表者たちがその諸問題の解決に積極的に参加する場合にのみ成功的に発展し得るのである。

このほか、ソビエト法律学の領域における科学活動組織の再編成もまだ不十分にしか実現されていない。連邦構成共和国のすべてに、国家と法の諸問題の解明に従事する研究施設が復興ないし創設されるにはほど遠い状態である。そして、ソ連および各共和国に現存する法学研究施設もまだ十分に力強い活動を展開していないが、ことに一般理論の諸問題についてはそうである。連邦構成共和国の法学研究機関が好んでせまい地方的テーマの研究を行い、現地における社会主義建設の豊富な資料の科学的な概括の基礎の上に、巨大な一般理論的諸問題の解決をはかることに参加しようとしなないのは同様にして正しいとは認められない。

大会後の時期においては、共産党中央委員会六月総会（一九五七年）がソビエト社会の生活一般において甚だ重要な、そして特殊的に法学の一層の発展にとって極度に重要な出来事であった。総会は、マレンコフ、カゴノヴィチ、モロトフおよび彼らに追隨したシェピロフらの反党グループを暴露し、彼らの

行動を厳しく非難した。このグループは第二〇回党大会の諸決定の実施に対して積極的な抵抗を示し、社会生活の発展をひき戻し、大会によって非難されたかつての政治指導の方式と形態に立ち帰ろうと努力していた。このグループの活動を非難する党中央委員会総会の決議からわかることは、第二〇回党大会の歴史的諸決定の徹底の実現は自然に到来するものでなく、その実現をめざさうむことのない、そして妥協の余地のない闘争が不可欠である、ということである。

この結論は、法学に対して提出された諸課題の実現にとっても重要である。これらの諸課題の徹底的遂行にとって並々ならぬ意義を有するのは、教条主義、読経主義、沈滞^{ホド}および旧習墨守の決定的清算の必要をよびかけた党中央委員会総会の指示である。総会は反党グループの活動を暴露しつつ、このグループの代表者たちが、一連の問題の解決に対して、読経主義者、教条主義者、およびセクト主義者として振舞い、歴史的に変化した諸条件を考慮することなしに、マルクス・レーニン主義の諸命題を適用しようと試みたことを示した。同グループの活動の誤った方法論的側面は、この点にある。

* 原文の КОЧНОСТЬ では意味が通じないので КОЧНОСТЬ と解して訳出した。

党中央委員会六月総会の決議に照し、ソビエト法学において

は、第二〇回党大会によって提起された諸課題の実現のためのたたかいを強化し、これらの諸課題の徹底的かつ成功的遂行をばばむものと決定的にたたかひ、教条主義と読経主義の現象を永久に清算し、科学を前進させることのできるあらゆる新しいもの、創造的なものを勇敢に支持することが必要である。

このような不可欠な条件がととのつてはじめて、ソビエト法学はその使命である大きな創造的役割を果たすことができるであらう、そしてこの基本的な要求を不断に遵守することによってのみ、ソビエト権力存続の第五番目の十年間のはじまりが、偉大な社会主義の時期にふさわしい、あらゆるソビエト立法とその適用の実践の一層の発展を積極的に援助する、わが国における共産主義建設の高度の要求に完全に合致する、法学の新しい大労作の数々によって飾られるであらう。